

AG241

4月号 広報みふ



町の花 ゆうがお

発行 栃木県壬生町 昭和54年4月15日



お花見

上川岸，児童公園

この写真をさしあげます
申込みは，企画課（②1234内線50）へ

▽壬生中教諭・土屋光男
(4月1日付)
▽壬生小教諭・鈴木琴子
▽羽生田小教諭・丸山シゲ
▽安塚小教諭・落合清二
▽南大飼中教諭・中里晃教

栃の葉国体豆辞典

栃の葉国体色彩

デザインの基本方針

「栃の葉国体」を、より美しく、より印象深い大会とするため、県民総参加のもとに、「のびる力、むすぶ心、はらくあした」のスローガンと「栃の葉国体」のテーマにふさわしく、躍進する栃県を象徴する色彩を効果的に使用して、簡素の中にも独創性に富むデザインの創造を基本方針として活動を進めています。

国体の開催時期と期間

国民体育大会の開催時期と期間は、特別の事情がない限り、冬季は1月～2月中、夏季は9月中にとともに5日以内、秋季は10月中旬に6日以内と定められており、会期は開催2年前に日本体育協会が開催県と協議して決定することになっています。

栃の葉国体に向かって「お、あ、し、す運動」を推進しましょう。

- ⑧はよう
 - ⑨りがとう
 - ⑩んせつに
 - ⑪みません を忘れず
- 毎日を楽しく過ごしましょう。

壬生町人権擁護委員会



次の方から善意銀行へ預託が
ありました。
あたたかい善意にお申しあげ
ます。
金五〇、〇〇〇円
金五〇、〇〇〇円
前宿 渡辺 光雄様
金四四、〇〇〇円
おもちゃのまち匿名希望様

善意銀行

大企業にあっては2分の1の額
手続き方法
雇入れの日から起算して一ヶ月
以内に申請書を安定所へ提出する
詳細については、左記へお問い
合わせください。
栃本市雇用課8-15
紹介窓口3番55番
電話0282241335-7

中高年齢者を雇うと

給付金がもらえます

4月1日から中高年齢者雇用開
発給付金制度が発足しました。
この制度は公共職業安定所の紹
介により昭和54年4月1日以降、
中高年齢者および中高年齢者を雇用
労働者として雇入れた事業主には、
次のとおり雇用保険法により給付
金が支給されます。

・中高年齢者を雇入れた場合（満
45歳～54歳）は、雇入れの日から
起算して最初の六ヶ月間については、
その間に支払われた賃金の5
分の4（大企業にあつては5分の
3）、残りの六ヶ月については3
分の2（大企業にあつては2分の
1）の額。

・高齢者を雇入れた場合（満55
歳～64歳）は、雇入れの日から起
算して最初の一年については、そ
の間に支払われた賃金の5分の4
（大企業にあつては5分の3）、残
りの六ヶ月については3分の2（

下横町に公民館ができる



立派に完成した下横町公民館

自治会の集会所や研修施設として
下横町自治会では、愛宕島内に
公民館を建設していましたが、こ
のほど立派に完成し、3月25日落
成式が行われました。

この公民館の建築面積は、89、
43㎡で、二一帖と二二帖敷の二
間敷きの日本間を主として、台所、
物入れ、トイレなどが設備されて
います。

小豆などを転作して成功

雑穀生産共同組合

壬生町雑穀生産共同組合（壬生
義市報）の定期総会は、3月
17日午前10時30分から、西高野公
民館に30名が出席して行われま
した。

こんなことも 省エネルギー



この組合は、水田利用再編対策
事業に付随し、自ら有利な条件を
確保して活路を見出そうと、昨
年秋に結成されたものです。
組合員は30名で定足したこの組
合は、小豆などて成功をおさめた
こともあって、現在では60名以上
にふくれあがり、米作に代る作目
の導入に真剣な農家の姿が浮き彫
りにされています。

この日の総会では、組合長の接
手に続いて、監査報告や54年度の
事業計画について審議され、
雑穀開拓の専務を講師に迎えて、
小豆の市況や今後の見通しについ



熱心に聞き入る組合員

同和問題を正しく 理解するために

完

この同和対策申の趣旨に基づ
いて同和対策特別措置法は、国
の施策の方として次のとおり
規定している。

①対象地域における生活環境の
改善を図るため、公共施設お
よび生活環境施設の整備等の
措置を講ずること。

②対象地域における社会福祉お
よび公衆衛生の向上を促進す
るため、社会福祉施設、保
健衛生施設等の整備等の措置を
講ずること。

③対象地域における農林漁業の
生産基盤の整備および開荒な
らびに経営の近代化のための
施設の導入等の措置を講ずる
こと。

④対象地域における中小企業の
振興を図るため、中小企業の
経営の合理化、設備の近代化
技術の向上等の措置を講ずる
こと。

⑤対象地域に住民の雇用の促進
および職業の安定を図るため、
職業指導および職業訓練の充
実、職業紹介の推進等の措置
を講ずること。

⑥対象地域の住民に対する学校
教育および社会教育の充実に
関する措置を講ずること。

地価公示価格決まる 4月2日公示

国土では、地価公
示法に基づき1月1日
時点の地価公示価格
の調査を行なっていま
したが、その結果が4
月2日公示されます。
これは、土地の適正
な価格を公示すること
によって、土地価格水
準についての正しい理
解をしていただくため
に毎年一回行なってい
るものです。

壬生町関係は次の通
りです。
七ツ石字柴田内790番
5、300円
中泉字榎田922番2
3、100円
なお、「壬生町地価公示台帳」を
一般の閲覧に供します。閲覧を希
望される方は、役場（企画課）へ申
出てください。

みんなで受講しよう

料理、着付
一般教養などの
講座開く

勤労青少年ホーム

青少年ホームでは、5月より週
1回の予定（10回程度）で修了し
て次の講座を開講いたします。
講座名
料理、着付、ダンス、茶道、華
道、卓球、バドミントン、音楽
一般教養
25歳までの勤労青少年の方なら
だれでも受講出来ます。
申込とお問い合わせは、青少年
ホームへ（⑥3044）



母 親 学 級

とき 5月15日(木)

受付時間は午後1時30分
 午後1時30分から午後2時30分
 まで

内容 妊娠後期の注意、お産の
 経過、安産教室、赤ちゃん
 のおふろ、自由質問
 (母子健康帳に記入して
 ご参加ください)

持参するもの 母子健康手帳
 スラックス

三種混合予防接種
(破傷風、ジフテリア
百日咳)とき、ところ 壬生中央公民館
5月16日(水)

5月の納税
 国民年金 4・5・6月分
 固定資産税 第1期分
 都市計画税
 税法改正により本年度の納期は
 5月になりました。

5月17日(木) 南大飼地区公民館
 受付時間 午後1時30分から午後2時30分
 まで
 対象児 昭和51年10月1日から昭和52年
 4月1日までに生まれたお子さ
 んと、48か月までに二期または
 二期を終了していないお子さん

電気工事士受験講座開く
 電気工事士試験を受ける方のため
 に、次に上り講座を開きます。
 訓練期間と時間
 ・基礎コース 6月11日、15日
 ・応用コース 6月18日、22日

場所 県立平井高等職業訓練校
 受付 5月1日、31日まで。詳し
 くは、0282442232へ

生ワクチン投与

とき、ところ

5月21日(月) 南大飼地区公民館
 5月22日(火) 中央公民館
 受付時間 午後1時30分から午後2時30分
 まで

対象児

昭和53年6月1日から昭和53年
 12月31日までに生まれたお子さ
 んと、一度も投与していない48
 か月までのお子さん

廃犬引き取り日

とき、ところ

5月9日(水) 5月23日(木)
 役場本庁 午前9時10分まで

南大飼支所 午前9時30分まで
 稲葉支所 午前9時50分まで
 使用申請は
 直接中央公民館へ

中央公民館の使用申請は、従来
 教育委員会事務局で行ってしま
 したが、4月から中央公民館へ受付
 けすることになりました。
 なお、南大飼地区・稲葉地区公
 民館は、従来より教育委員会事
 務局で行います。

運転免許更新新時講習

5月11日(金) 中央公民館講堂
 5月23日(水) 獨協医科大学
 時間は、いずれも午前10時から
 また、壬生自動車学校における
 講習会は次のとおりです。(無料)

5月3日(水) 午前10時～12時
 5月6日(日) 午前10時～12時
 5月9日(水) 午後4時～6時
 5月12日(土) 午後2時～4時
 5月15日(火) 午後4時～6時
 5月19日(土) 午後2時～4時
 5月24日(水) 午後4時～6時
 5月27日(日) 午前10時～12時

今月の人口

4月1日現在 対前月比

総人口33,811人 +61
 男 16,753人 +29
 女 17,058人 +32
 世帯数 9,049世帯 +60



218

鳥居家中興譜について

その三十五

慶長五年(一六〇)上杉景勝
 (金津城主)が家康にそむいたの
 で、これを征伐するため家康は東
 国に向い、伏見城(京都の南)の
 留守居鳥居彦右衛門元忠に言
 った。そして内藤弥次右衛門家
 長、松平主殿助家忠、松平五左
 門近政を元忠といふしに留め置
 くことになった。家康は元忠を
 今度登陸を征伐するため金津に陣
 を進める。その留守につけてこんで
 上方へ石田三成を中心として家康
 に反対する者たちが立ち上るこ
 とがあらう。その時はまず二伏
 見城を攻撃するだらう。これは本
 当に大変なところであるからお前
 たちをこの城に留め守らせる。普
 段からお前たちの真心をよく知っ
 ているのである。だから、怠るこ
 とのないようにせよ。とのきびし
 い命令をつたえた。各々、謹んで
 その命令をうけ、この度、東国へ
 御出陣のあとのことほどどうぞ安心
 してくたさい。もし、明日にも速く
 者ども(上方者)が起り百万
 の兵を以て攻めかかって来ても
 各々命のあらん限りは防ぎ戦い、

筆者 藍田